

社会福祉法人 宰府福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宰府福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 常勤役員・非常勤役員の勤務等については、業務内容に応じて、当法人の就業規則等を概ね準用する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与・賞与規程第20条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び費用弁償（又は通勤手当）については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与（当法人の就業規則、給与・賞与規程に基づく）を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与・賞与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円
業務執行理事	月額 200,000 円

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1.5 か月分
12月の賞与	報酬月額×1.5 か月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事長

	報酬日額	通勤手当
役員業務のための勤務	20,000 円	職員給与・賞与規定第 20 条の規定に準ずる額

(2) 業務執行理事

	報酬日額	通勤手当
役員業務のための勤務	15,000 円	職員給与・賞与規定第 20 条の規定に準ずる額

(3) 理事

	報酬日額	費用弁償
理事会等への出席	10,000 円	1,500 円

(4) 監事

	報酬日額	費用弁償
理事会等への出席	10,000 円	1,500 円
監事監査等の出席	20,000 円	1,500 円

(5) 評議員

	報酬日額	費用弁償
評議員会等への出席	10,000 円	1,500 円

(6) 評議員選任・解任委員

	報酬日額	費用弁償
委員会等への出席	10,000 円	1,500 円

(7) 第三者委員

	報酬日額	費用弁償
委員会等への出席	10,000 円	1,500 円

(8) その他

	報酬日額	費用弁償
会議等への出席	10,000 円	1,500 円

以上